

茨市推第 1505 号
令和 2 年 3 月 25 日

各コミュニティセンター
指定管理者 代表者 様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
対応（施設の休館等）について（お知らせ）

日ごろから、各コミュニティセンターの管理運営に格別のご尽力とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記について、令和 2 年 3 月 24 日開催の第 10 回茨木市新型コロナウイルス対策本部会議において、別紙 1「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応（施設の休館等）について」及び別紙 2「市主催（共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について」のとおり決定いたしましたので、お知らせするとともに、他の施設については、参考までに、別添 1「市公共施設の休館状況一覧表（令和 2 年 4 月 1 日より）」を送付いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、本市の公共施設については、令和 2 年 4 月 1 日から当分の間、再開に必要な条件を全て満たす場合に限り、利用を一部再開するほか、物理的に換気ができないなどの部屋については、引き続き、利用不可としておりますので、ご理解とご協力いただくとともに、引き続き、感染症の拡大防止や利用者の皆さまへの対応・周知にお力添えいただきますようお願い申し上げます。

さらに、コミュニティセンターの再開にあたりましては、再開に必要な条件に加え、コミュニティセンターの利用いただくための条件を全て満たす場合に限り、4 月 1 日以降ご利用いただけることといたしましたので、別添 2「コミュニティセンターの利用に関するチェックリスト」を活用していただき、利用申請や利用後に利用者からの提出を求めていますようお願いいたします。

なお、令和 2 年 4 月 1 日以降の利用料の取扱いにつきましては、原則、通常どおり、利用日の 3 日前までは「半額返金」、2 日前以後は「返金しない」という対応をお願いしておりましたが、今後、当面の間、新型コロナウイルス感染予防を理由として、施設の利用を中止する団体等に対して、施設利用料を全額返金していただきますようお願いいたします。